

(仮称) 厚木市環境教育等行動計画の策定方針

1 計画策定の趣旨

環境教育等の基本的な事項、実施すべき施策等について、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、「環境教育等促進法」という。）」に基づき、本市の環境教育・環境学習における将来像、基本的理念及び具体的な施策を示し、環境保全の意欲の増進等及び人材育成に努め、持続可能な社会の構築を目指すものです。

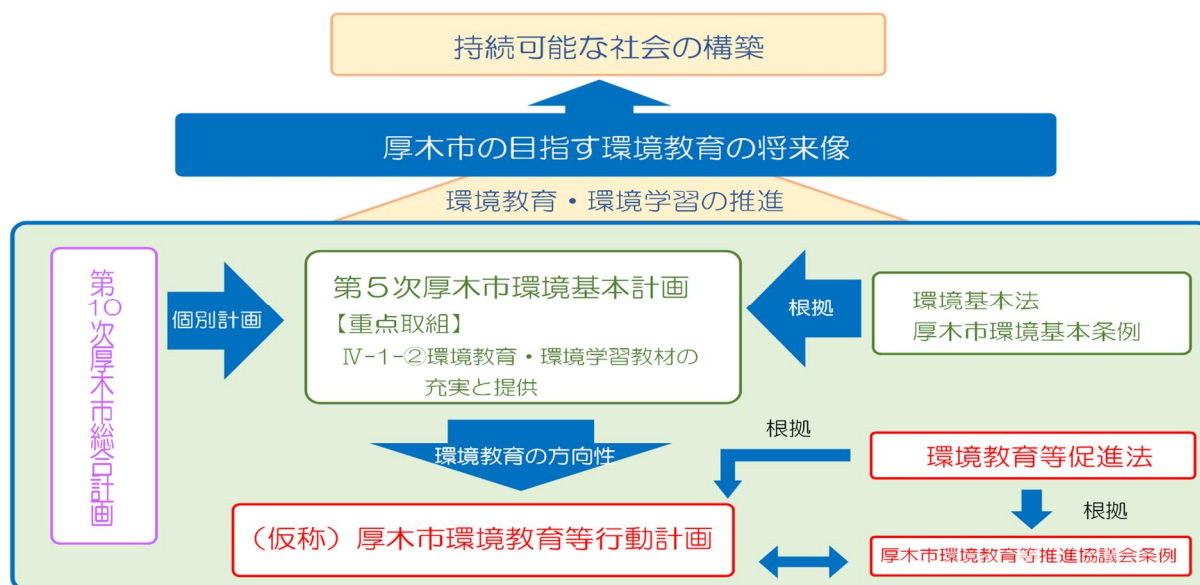
2 背景と目的

近年は、カーボンニュートラルの推進、生態系バランスの崩壊、循環社会の構築など世界的な環境問題が提起されており、解決に向けた施策の実施が喫緊の課題となっています。

これらの課題は、市民の消費行動や事業活動と密接な関係があることから、市民や事業者が環境問題の本質を正しく理解し、環境負荷の少ない生活や事業活動へと速やかにシフトする必要があるため、令和4年4月の厚木市環境教育等推進協議会設置条例制定を踏まえ、環境教育・環境学習を体系的かつ持続的に実施する行動計画を策定するものです。

3 計画の位置付け

本計画は、「第10 次厚木市総合計画」の環境分野の個別計画である「厚木市環境基本計画」を支える計画の一つであり、環境教育等促進法第8条に基づく行動計画としての側面を備え、本市の環境教育に関する方針と具体的な施策を示します。



4 計画期間

令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までとします。

なお、令和8（2026）年度策定予定の第6次厚木市環境基本計画と整合を図るため、必要に応じ見直しを行います。

5 策定に当たっての視点

環境保全の意欲を増進し、持続可能な地域をつくるに当たっては、次の3つの視点が必要です。

(1) 気付く

環境はあらゆる場面に気付く（学ぶ）機会があることから、環境について考える最初の一步として、自然に触れる、体験するなどの体験活動の充実や情報発信基盤の充実を図り、「自然や暮らしから環境問題に気付き、自ら考え、問題に対して自分なりの答えを見つける」ことができる人・地域づくりを推進していく必要があります。

(2) 深める

環境への気付きだけに留めるのではなく、主体的に考え、取り組むことができるよう学習機会の提供、教材・プログラムの整備・活用など「環境への理解を深めるとともに問題の解決に向けて主体的に取り組む」ことができる人・地域づくりを推進していく必要があります。

(3) ともにつくる

環境問題は、個別の活動で解決できるものではないため、周囲に働きかけ環境保全の活動を広げる人を育むための協働取組の推進、民間団体への支援など「学んだことを他者に伝え、働きかけることで環境保全活動の輪を広げ、あるべき未来をともにつくる」ことができる人・地域づくりを推進していく必要があります。

環境教育推進のための3つの視点



6 計画の策定に当たり考慮すべき事項

計画策定に当たっては、次の項目を考慮して進めます。

(1) 環境教育における全体像の見える化及び体系化

従来の環境教育では、学校教育、社会教育、青少年教育等各主体により様々な機会の中で実施されていましたが、全体像が見える化するため情報を集約するとともに、各主体の実施する環境教育の目的や対象を体系化することで、効果的に環境教育を推進していきます。

(2) 体験の場、学習機会の提供

環境に関心を持ち、理解を深め、自ら課題を解決していく能力を高めていくためには、あらゆる年齢層に対する様々な体験学習の機会・場を提供することが必要であることから、環境学習や環境保全活動の場となる施設の機能の充実と、既存施設の一層の利活用等を推進します。

(3) 協働取組の推進

家庭、学校、地域、事業者、行政など各主体が行う環境保全活動については、それぞれ単独で実施されることが多い状況であることから、各主体が取組内容を共有し、相互に連携・協働することを推進します。

7 策定の手法と市民参加

(仮称)厚木市環境教育等行動計画の策定に当たっては、令和4年度に環境等促進法第8条第2項に規定する環境教育等推進協議会(公募、学識経験者、学校教育及び社会教育の関係者、関係団体、行政で構成)を設置しており、同協議会において検討します。

また、意見交換会の開催やパブリックコメントの実施により、市民の皆様の意見を反映させた計画を策定します。

(1) 審議会

(2) 意見交換会

(3) パブリックコメント

8 進行管理

計画の実効性を確保するために、PDCA サイクルに基づき、厚木市環境教育等推進協議会が取組の評価、見直し等の進行管理を継続的に行い、毎年度点検し、評価結果を公表します。

9 策定スケジュール

策定のスケジュールについては、次のとおりとします。

日 程	内 容
令和5年7月～9月	計画（素案）の検討【環境教育等推進協議会】
10月	意見交換会
11月	計画（案）の検討【環境教育等推進協議会】
令和6年1月	パブリックコメントの実施
3月	計画の策定